

ストップ温暖化・ 埼玉ナビゲーション 2050

概要版

埼玉県地球温暖化対策実行計画



埼玉県

計画策定に当たって

地球温暖化の影響は私たちの足元にまで迫っています。その対策が待ったなしの状況となった今、県民総ぐるみで英知を集めて対応していくことが必要です。

そこで、ここに地球温暖化対策の視点から2050年の本県のあるべき姿を描き、その達成に向けた中期的目標と実現のための施策を示す「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」を策定しました。

この計画が、埼玉県における低炭素社会の実現に向けた、地球温暖化対策のための航海図(ナビゲーション)となることを願っています。



平成21年3月

埼玉県知事 上田清司

地球温暖化の現状

●温暖化が進行することで、様々な分野で影響が発生する可能性が指摘されています。

— 世界では —

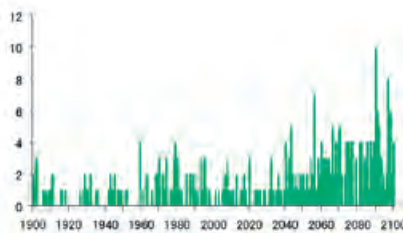
ヒマラヤの氷河の後退



出典：「全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ」
(<http://www.jccca.org/>)

— 日本では —

日本の夏期(6・7・8月)の豪雨日数の変化



出典：気象庁「異常気象レポート2005」

強い台風の増加

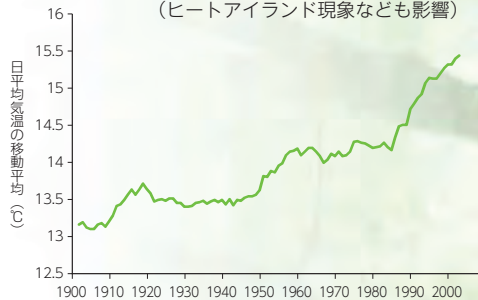


出典：「国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所ホームページ」

— 埼玉県では —

熊谷気象台の年平均気温の上昇

(ヒートアイランド現象なども影響)

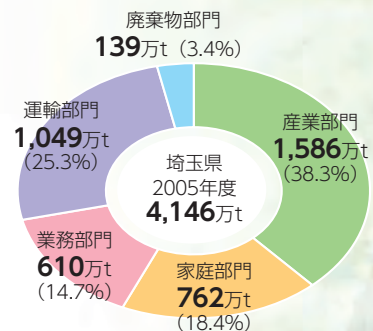


出典：「地球温暖化の埼玉県への影響」
(埼玉県環境科学国際センター)

※平成19年8月16日
国内観測史上最高となる40.9℃を観測

●本県の温室効果ガス排出量を見ると、全体の96.5%を二酸化炭素が占め、その部門別内訳は右図のとおりとなっています。

埼玉県における二酸化炭素排出量
(部門別)



目指すべき将来像

およそ2050年に **再生したみどりと川に彩られた
低炭素な田園都市の集合体**

を目指します。



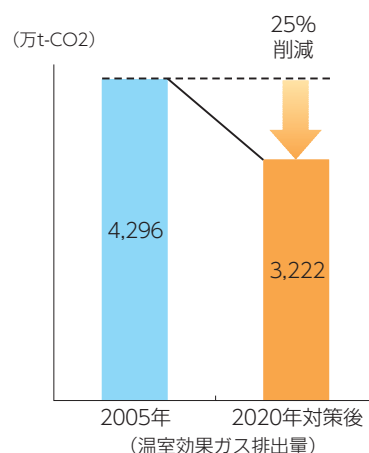
計画期間

2009(平成21)年度から2020(平成32)年度までの12年間とします。
(中間年である2014(平成26)年度中に見直しを行います。)

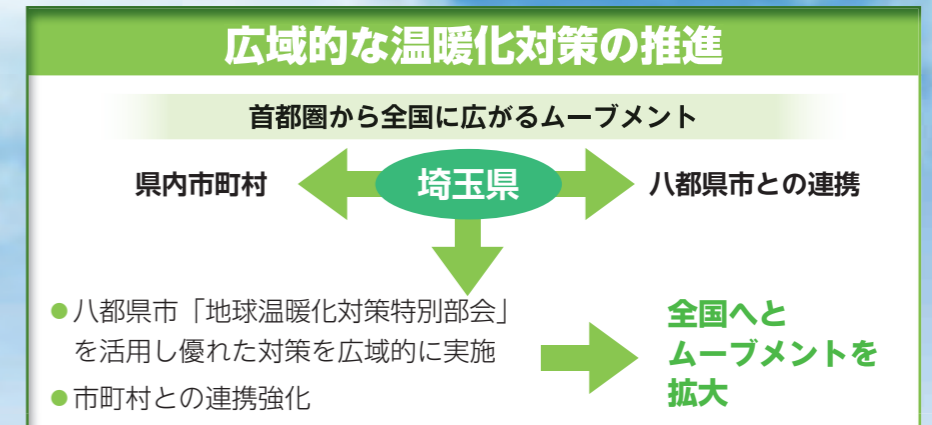
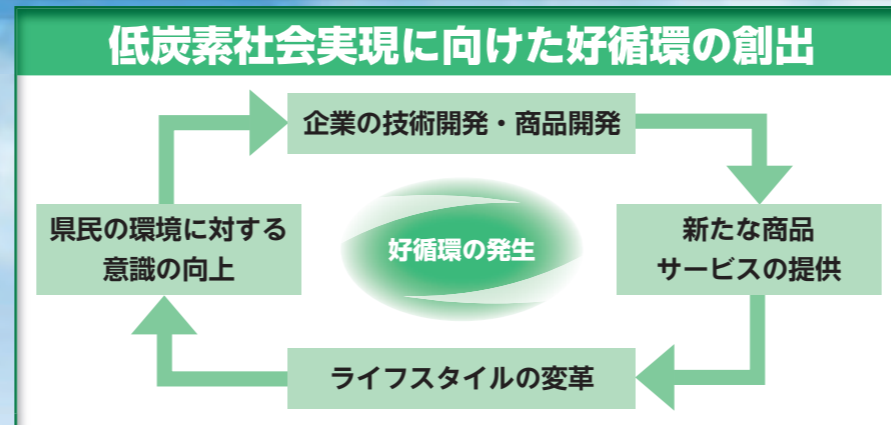
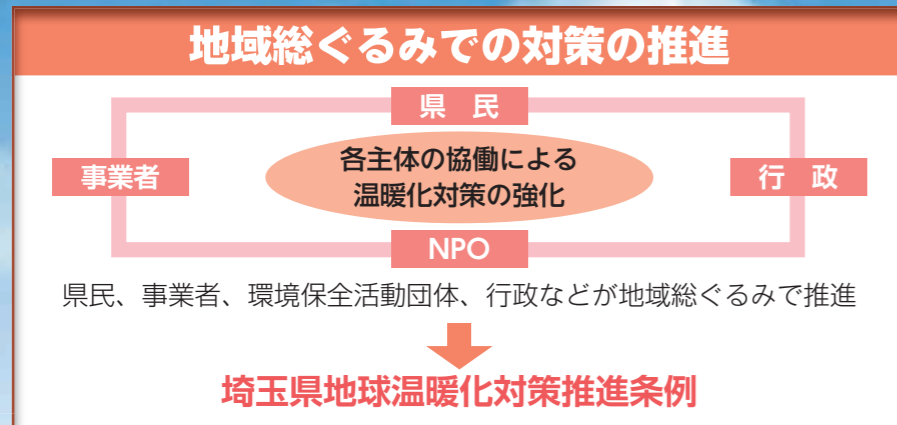
温室効果ガスの削減目標

目指すべき将来像の実現に向け、
2020年における埼玉県の
温室効果ガス排出量を

2005年比 25% 削減
します。



削減目標達成に向けた3つの推進方策



温暖化対策の7つのナビゲーション

① 低炭素型で活力ある産業社会づくり

事業者の温室効果ガス削減を促し、低炭素型社会を先進的に切り開く活力ある産業社会を構築します。

主な施策

<県内企業の対策促進・支援の充実>

- 中小企業における省エネルギー対策の促進
- 事業者の省エネルギー対策を促進するインセンティブの検討
- 環境関連ビジネスの振興 など

<大規模事業者への対策>

- 目標設定型排出量取引制度の創設
- エコアップ宣言の対象拡大(チェーン展開している場合などに事業者単位で合算) など

② 低炭素型ビジネススタイルへの転換

日常のビジネス現場のあらゆる場面で温暖化対策の視点での見直しを促進します。

主な施策

<業務・オフィススタイルの見直し>

- 深夜化するビジネススタイル・ライフスタイルの見直し など

<建築物・設備の低炭素化>

- 新築建物における省エネ・環境性能の向上(建築物環境配慮計画制度の導入)
- 環境に配慮した建築物に対するインセンティブの付与 など

<運輸・物流の低炭素化>

- 次世代自動車、低燃費車の導入促進
- 自動車利用者等への環境負荷低減策の促進・大規模集客施設等への環境配慮の促進 など

③ 低炭素型ライフスタイルへの転換

県民のライフスタイルに「低炭素」の視点を取り入れられることを促進します。

主な施策

<ライフスタイルの見直し>

- 県民ムーブメントの喚起
- 次世代自動車、低燃費車の導入促進
- 省エネ家電・設備等の普及促進
- 建築物の環境性能の向上
- 深夜化するビジネススタイル・ライフスタイルの見直し など

<CO₂排出量の「見える化」と削減行動の促進>

- エコライフDAY(一日環境家計簿)の拡大 など

④ 低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換

快晴日数日本一などの本県の地域特性を活かし低炭素で地球にやさしい再生可能エネルギーの普及に努めます。

主な施策

<太陽エネルギーの導入促進>

- 住宅用太陽光発電の飛躍的な普及促進
- 大規模建物の新築時における太陽光発電の導入要請 など

<多様なエネルギー源の活用>

⑤ 低炭素で潤いのある田園都市づくり

都市と田園の両方の魅力を備える持続可能な低炭素社会を実現していきます。

主な施策

<低炭素型まちづくり>

- 地球温暖化対策に地域を挙げて取り組む市町村の支援
- 交通需要マネジメントの推進
- 環境に配慮した産業団地の整備 など

<みどりと川の再生>

- 「彩の国みどりの基金」を活用した身近な緑の保全・創出 など

⑥ 豊かな県土を育む森林の整備・保全(CO₂吸収源対策)

県内の豊かな森林を林業振興を通じて整備するとともに、県民の参加を得ながら積極的に整備・保全に取り組みます。

主な施策

- 適正な森林整備の推進 など

⑦ 低炭素社会への環境教育の推進

子どもたちをはじめ幅広い世代を対象とした、多様な主体の参加による環境教育・環境学習などを実施します。

主な施策

- 児童・生徒への環境教育
- 環境学習の地域展開
- 国際協力の推進 など

地球温暖化への適応

今後数十年間は温暖化の影響を回避することは困難とされていることから、ある程度の温暖化の進行に伴う影響への「賢い適応」が必要となります。

基本的な考え方

行政各分野別施策における温暖化「適応」の視点からの検討、長期的・総合的な政策判断、相乗効果の高い施策の展開

主な適応策

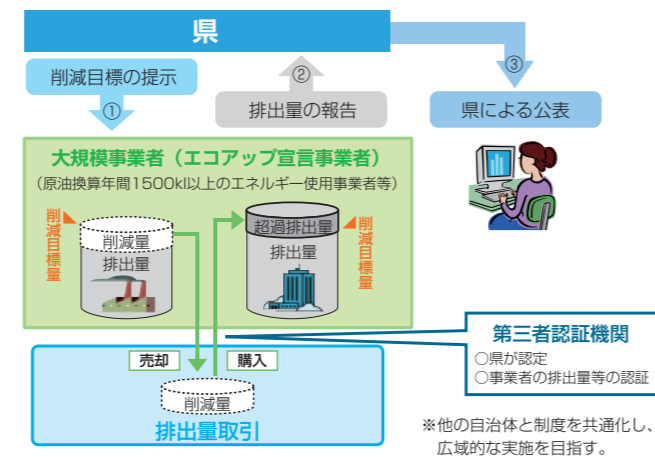
各種災害予測地図での情報提供、熱中症対策、温暖化に対応する農業の取組 など

早期に取り組むべき7つの重点施策

目標設定型排出量取引制度の創設

県は各事業所ごとに二酸化炭素の排出削減目標を提示するとともに、達成状況について公表します。事業所は、自らの削減実績に応じて排出量取引を行うことができるようにします。制度は他自治体と共通化し、広域で実施していくことを目指します。

目標設定型排出量取引制度(案)のイメージ



建築物の環境性能向上

一定規模以上の建築物の新築又は増築等をしようとする者は、環境配慮計画を作成し、知事に提出します。この計画では、建築物総合環境性能評価システムなどを活用し、県が対象建築物の評価を公表します。

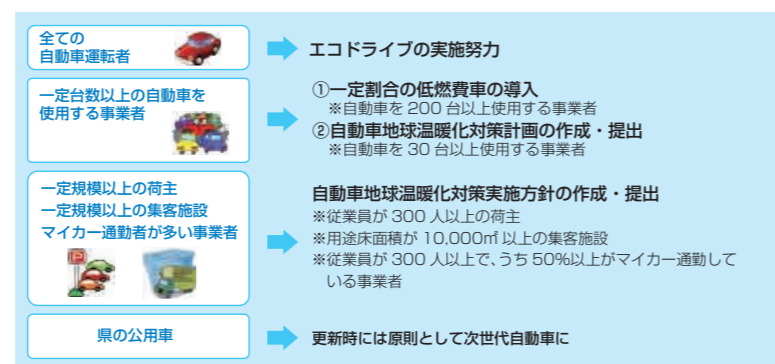
建築物環境配慮計画書制度(案)のイメージ



自動車交通の環境負荷低減

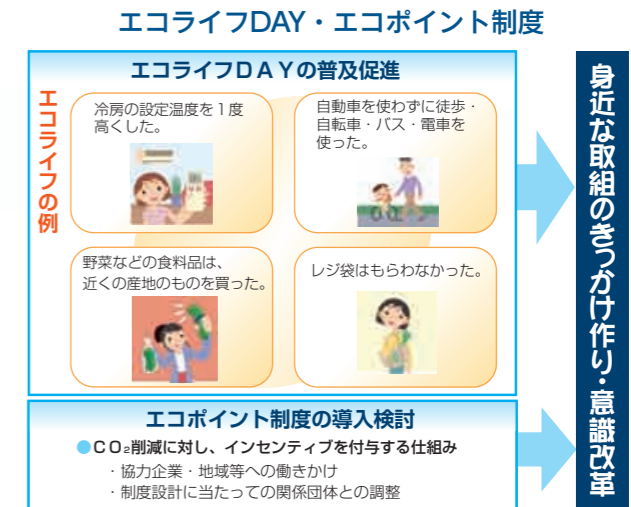
次世代自動車、低燃費車の普及やエコドライブの一層の推進を進めていきます。また、運輸部門の対策を、自家用自動車などの家庭系対策と、事業系対策の両面から推進します。さらに、公用車の更新時には原則として次世代自動車を導入するなど、県が普及の先導を務めます。

自動車交通に関する対策



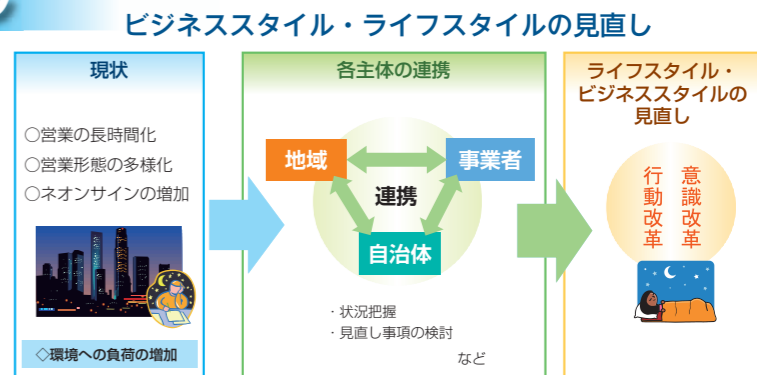
エコライフDAYやエコポイント制度の普及促進

エコライフDAY(一日環境家計簿)の一層の拡大などにより、日常行動での温暖化対策への動機づけを高めていきます。



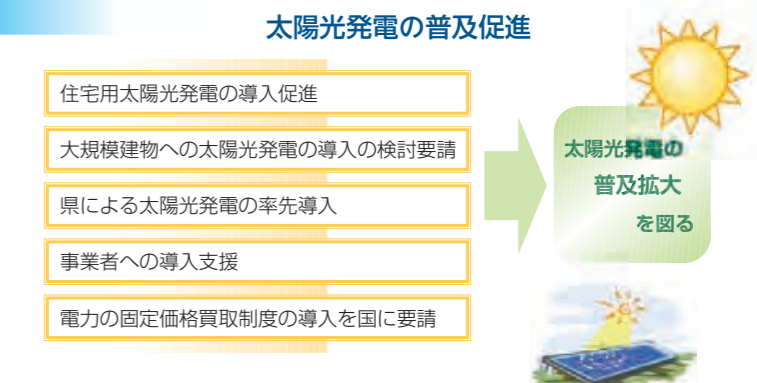
ビジネススタイル・ライフスタイルの見直し

地域の実情を踏まえた上で、深夜における営業時間の短縮やネオンサイン、自動販売機のライトダウン等について、事業者、地域住民、行政が連携して取り組みます。



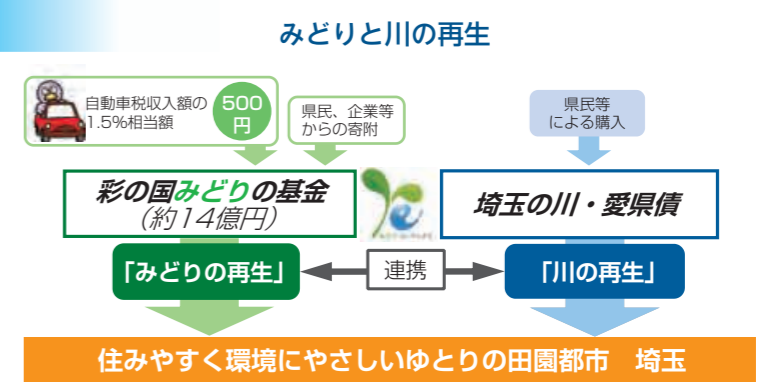
太陽光発電の普及拡大

快晴日数日本一の本県の地域特性をアピールし、住宅用太陽光発電への独自の補助制度などにより太陽光発電の飛躍的な普及拡大を図ります。



みどりと川の再生

「彩の国みどりの基金」を活用し、森林の保全や都市の緑化などのみどりの再生を進めます。また、「埼玉の川・愛県債」を財源として、生態系や自然環境に配慮した川の再生も進めます。



身近な取組のきっかけ作り・意識改革

意識改革
行動改革

住みやすく環境にやさしいゆとりの田園都市 埼玉

埼玉県地球温暖化対策推進条例の制定

県民総ぐるみでの地球温暖化対策を進めていくために、平成21年3月、新たな条例を制定しました。

条例では、県民、事業者、環境保全活動団体、行政の各主体がそれぞれの責任と役割を果たしつつ、協働して地球温暖化対策を推進し、生活の豊かさを実感できる低炭素社会を目指すことを定めています。

※低炭素社会とは：二酸化炭素などの温室効果ガスを自然が吸収できる範囲にとどめる社会

地球温暖化対策推進条例のしくみ

目的

低炭素社会を実現し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ

■各主体の責務

県

- ・温暖化対策の総合的・計画的推進
- ・温暖化対策の率先実行

事業者

- ・自主的・積極的な温暖化対策の実施

県民

- ・日常生活での自主的・積極的な温暖化対策への取組

環境保全活動団体

- ・温暖化防止への理解促進

■各種対策

県の地球温暖化対策

- ・事業活動や日常生活における温室効果ガス排出抑制対策
- ・事業者、県民、環境保全活動団体等への指導・助言 など

事業活動における地球温暖化対策

地球温暖化対策計画の作成・提出 など

建築物の新築等に係る環境配慮

建築物環境配慮計画の作成・提出 など

自動車使用に伴う温室効果ガスの排出抑制

自動車地球温暖化対策計画の作成・提出 など

環境物品等の購入等の促進

電気機器等の省エネルギー性能の表示・説明 など

報告徴収・立入検査・勧告・公表

- ・再生可能エネルギーの利用
- ・森林及び身近な緑の保全等
- ・廃棄物の発生の抑制等
- ・地球温暖化の防止に関する学習の振興等

推進体制

国、他の地方公共団体との連携協力、市町村への支援 など

平成21年3月

埼玉県環境部温暖化対策課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL: 048-830-3037 FAX: 048-830-4777

E-mail: a3030-01@pref.saitama.lg.jp

HP: <http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BE00/index.html>

